

平成28年度行政事業レビューシート(個人情報保護委員会)

事業名	特定個人情報の監視・監督に必要な経費			担当部局庁	個人情報保護委員会事務局		作成責任者			
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課	課長 福浦 裕介				
会計区分	一般会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	個人情報の保護に関する法律第52条			関係する計画、通知等	社会保障・税番号大綱(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)、社会保障・税一体改革大綱について(平成24年2月17日閣議決定)					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会保障・税・災害対策の分野に関する行政手続で個人番号(マイナンバー)を利用する番号制度(マイナンバー制度)は、行政運営の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤である。他方、国家による個人情報の一元管理、マイナンバーを用いた個人情報の不正な追跡・名寄せ・突合、財産その他の被害への懸念が示されてきた。このような懸念を踏まえた制度上の保護措置の一つとして、特定個人情報の適正な取扱いの確保を任務とする個人情報保護委員会の活動を通じて、マイナンバー制度の安心・安全及び国民の信頼を確保することを目的として実施する事業である。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)」が委員会の任務とされており、その任務を達成するため、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督(指導及び助言、勧告及び命令等)を行う。									
実施方法	直接実施									
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求				
		当初予算	4.9	13.8	114.7	68.9				
		補正予算	-	-	75					
		前年度から繰越し	-	-	-	75				
		翌年度へ繰越し	-	-	▲75					
		予備費等	-	-	-					
	計	4.9	13.8	114.7	143.9	0				
	執行額	1.7	3.4	70.3						
執行率(%)	35%	25%	61%							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度		
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	-	
	-	-	目標値	-	-	-	-	-	-	
	-	-	達成度	%	-	-	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック			
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由	定性的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績								
	本事業の成果は特定個人情報の適正な取扱いを確保することであり、定量的な目標を設定することは困難である。そのため、「特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を行うこと」を定性的な成果目標とする。	【定性的な成果目標】 特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を行う。 【25~27年度の達成状況・実績】 特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置として、マイナンバー法で求められる保護措置について具体的な事例を用いながら整理した指針であるガイドラインを策定し、また、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての委員会規則等を整備し、周知を図った。								
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度	
指導、助言、勧告、命令等の実施により特定個人情報の適正な取扱いが確保されること	権限行使を実施した事案のうち、再発防止策が執られたものの割合	実績	件	-	-	0				
		目標値		-	-	-				
		達成度	%	-	-	-				
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	指導、助言、勧告、命令等の件数(注)活動内容の性格に鑑み、見込みを記載することは困難。	活動実績	件	-	-	0				
		当初見込み		-	-	-				
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	説明会の開催及び説明会への講師派遣の件数(注)25年度の活動実績は26年1月~3月の3か月分。(注)25年度及び26年度の活動実績は、「番号制度普及啓発・国際協力経費」事業における活動実績を含む。	活動実績		3	172	240				
		当初見込み		-	-	-				
単位当たり	算出根拠	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				

コスト	(権限行使については、各事案の処理に要するコストは様々であると想定され、画一的に単位当たりコストを算出することは困難。)	単位当たりコスト	-	-	-	-
		計算式		-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込
	旅費/説明会の開催及び講師派遣の件数	単位当たりコスト	2	12.7	8.3	
		計算式	千円/件	7/3	2177/172	1992/240

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由		
	職員旅費	9.5				
	委員等旅費	2.8				
	情報処理業務庁費	56.5				
	計	68.9	0			

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督							
	施策	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		ガイドライン説明会に関する説明会の対応件数	実績値	回	-	91	240	-	-
		(注)説明会の開催及び講師派遣の要請の有無は、主催団体の判断で決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を記載するものとする。	目標値	回	-	-	-	-	
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		監視・監督体制の整備状況	監視監督体制の整備	毎年度	個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督を実施する上で必要となる検査手続の整備、検査項目の検討、説明会等での質問や相談・問合せ等の内容も踏まえたガイドラインQ&Aの充実等の体制整備を行う。				
					施策の進捗状況(実績)				
					・問合せの多い事項等を踏まえ、ガイドラインQ&Aを更新 ・特定個人情報が漏えいした場合の対応についての報告の枠組みを構築				
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
				施策の進捗状況(実績)					
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)」が委員会の任務とされており、国が実施すべき業務として必要かつ適切な事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)」が委員会の任務とされており、国が実施すべき業務として必要かつ適切な事業である。

	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)」が委員会の任務とされており、国が実施すべき業務として必要かつ適切な事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札等の実施により、支出先を適切に選定している。 競争性のない随意契約案件について、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号「契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合」に該当する独占的なものであること、当該者でしかサービスの提供を行っていないこと等の理由のため、競争できない調達のため支出先の選定方法は妥当である。
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	特定個人情報の適正な取扱いを確保するためにマイナンバーを取り扱う者に対する必要な指導及び助言その他の措置を講ずることを目的としたものであり、その目的を遂行する上で、必要最小限の経費を計上した。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督を行うに当たり、必要な調査研究等業務及び円滑な監視・監督を実施するための体制を整備することを目的として支出したものであり、使途を真に必要なものに限定した。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	仕様書策定段階で複数社の意見聴取・確認を実施し、真に必要な事業要件をより明確化するとともに、競争入札を実施した結果、当初の見込みより安価な金額で事業を実施することが可能となったため、経費削減を実現した結果として不用率が大きくなった。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	特定個人情報の適正な取扱いを確保するためにマイナンバーを取り扱う者に対する必要な指導及び助言その他の措置を講ずることを目的としたものであり、その目的を遂行する上で、必要最小限の経費を計上した。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針となるガイドラインについて、対象者別に、かつ中小規模事業者の実務への影響に配慮して特例を設ける等して策定し、その内容等を踏まえ、周知、広報を行ってきたものであり、成果目標(特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知)に見合ったものである。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置・周知の一環として、国民及び関係機関からの要望に応じて開催するものを含め、ガイドラインに関する理解の向上に資するための説明会を適切に開催した。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	ガイドラインについて委員会のWebサイトに掲載したほか、説明会等において周知を図る等、十分に活用している。また、ガイドラインの概要を分かりやすく解説した説明資料の作成や特定個人情報の取扱いに関する注意喚起など広く情報提供を行いつつ、当該資料を活用している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名

点検・改善結果	点検結果	必要最小限の経費により特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための周知等を行うなど特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための監視・監督の実施に関する体制整備を行った。 マイナンバーの利用が開始されたことに伴い、特定個人情報が適正に取り扱われるよう、引き続き、適切に監視・監督を行う必要がある。
	改善の方向性	引き続き効率的な予算執行に努める。

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度		平成23年度		平成24年度	
平成25年度	内閣府(新25-0014)	平成26年度	26-001	平成27年度	27-0001

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

個人情報保護委員会
70.3百万円

【一般競争入札】

A. (株)情報通信総合研究所
18.3百万円

(情報提供ネットワークシステムの確認・検証のための調査研究等業務)

【※ 随意契約】

B. 大成建設(株)
50.98百万円

(監視・監督システムを運用するサーバー室設置、セキュリティ強化等のための工事費)

【※ 少額随意契約】

C. (株)富士通エフサス
0.96百万円

(監視・監督立入検査用モバイル端末等の購入)

【※ 少額随意契約】

D. エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)
0.05百万円

(通信回線の移設工事)

平成28年度行政事業レビューシート(個人情報保護委員会)

事業名	特定個人情報保護評価に必要な経費			担当部局庁	個人情報保護委員会			作成責任者			
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課			課長 福浦 裕介			
会計区分	一般会計										
根拠法令(具体的な条項も記載)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)第26条、第27条、第38条			関係する計画、通知等	-						
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費						
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	行政運営の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤としてマイナンバー制度が整備されたが、その一方、特定個人情報の漏えい等の事態の発生が懸念されている。そのような懸念に対し、マイナンバー制度の安心・安全に資する制度として、特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)制度が実施されている。保護評価制度は、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、特定個人情報の漏えい等のリスクに対する対策を、自ら評価し公表する制度である。具体的には、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式(以下「評価書」という。)に記入し、公表する仕組みである。本事業の目的は、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修により評価実施機関による評価書の提出・公表を支援すること、またマイナンバー保護評価Webを通じて広く国民が評価書を閲覧できるようにすることである。										
事業概要(5行程度以内。別添可)	マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修によって評価実施機関による評価書の提出・公表を効率的に処理するとともに、マイナンバー保護評価Webを整備することで、広く国民が評価書を閲覧できるようにしている。評価実施機関にとって利便性の高いシステムとなるよう、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修を行うとともに、評価実施機関が適切に評価を実施できるよう指導・助言を行うなど、保護評価制度の円滑な運用に資する活動を行っている。またマイナンバー保護評価Web上で、評価書の検索機能に加え、月ごとの評価書の公表件数を取りまとめた結果を公表するなど、国民に対し保護評価制度の実施状況について周知する役割も果たしている。										
実施方法	直接実施										
予算額・執行額(単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求				
	予算の状況	当初予算	4.9	15.7	50	33.5					
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		4.9	15.7	50	33.5	0				
	執行額		1.7	0	30.1						
執行率(%)		36%	0%	60%							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	-		-		成果実績	-	-	-	-	-	
	-		-		目標値	-	-	-	-	-	
	-		-		達成度	%	-	-	-	-	
横断的な施策に係る成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	目標・指標	-		-		成果実績	-	-	-	-	-
		-		-		目標値	-	-	-	-	-
		-		-		達成度	%	-	-	-	-
-	関係	算出方法		-							
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載									<input type="checkbox"/> チェック		

		定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25～27年度の達成状況・実績					
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	保護評価は、評価実施機関が個々の事務において特定個人情報ファイルを保有するか否かを判断し、特定個人情報ファイルを保有する場合に実施するものであるため、定量的な目標設定は困難。			【定性的な成果目標】 各評価実施機関による保護評価の適切な実施の支援 【25～27年度の達成状況・実績】 各評価実施機関による保護評価の適切な実施を支援するため、①保護評価に関する規則の制定、指針の策定及び同指針の解説の作成を行うとともに、②マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webを整備し、評価実施機関による評価書の提出・公表や、国民等による評価書の閲覧を可能とした。					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		評価実施機関による保護評価の実施の支援	評価実施機関による評価書の公表件数	実績	件	-	7,406	21,220	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	-	
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		評価実施機関による保護評価の実施の支援	マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数 (26年度についてはシステム稼働を開始した平成27年1月～3月分)	実績	万件	-	52	187	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	-	
	活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
委員会が承認等した評価書等の数 ※保護評価は、評価実施機関が個々の事務において特定個人情報ファイルを保有するか否かを判断し、特定個人情報ファイルを保有する場合に実施するものであるため、委員会においてアウトプットの見込み等を設定することは困難。			活動実績	件	-	8	9	-		
			当初見込み	-	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	マイナンバー保護評価Webは、全国の評価実施機関の評価書の提出・公表を処理するとともに、HPにより国民が評価書を閲覧できるようにするものであるため、単位当たりコストを算出することは困難。			単位当たりコスト	-	-	-	-	-	
				計算式	-	-	-	-	-	
平成28・29年度予算内訳 (単位：百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	情報処理業務庁費	33.5								
	計	33.5	0							

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	個人情報の適正な取扱いの確保								
	施策	②特定個人情報保護評価制度の適切な運用								
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
			実績値	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
		定性的指標	目標	施策の進捗状況(目標)						
		評価実施機関による評価書の公表件数		-	-	マイナンバー法においては、評価実施機関に評価書を公表することが義務付けられているため、評価実施機関による評価書の公表件数を測ることは、施策の進捗状況を測る際の目安となる。しかしながら、保護評価は、評価実施機関が個々の事務において特定個人情報ファイルを保有するか否かを判断し、特定個人情報ファイルを保有する場合に実施するものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。				
						施策の進捗状況(実績)				
						平成26年度には評価実施機関により7,406件の評価書が公表され、平成27年度には新たに21,220件の評価書が公表された。このため、27年度末時点で累計で28,626件の評価書が公表されている。				
		定性的指標	目標	施策の進捗状況(目標)						
マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数 (平成26年度については、システムが稼働開始した平成27年1～3月分)		-	-	マイナンバー法においては評価書の公表が義務付けられており、国民はマイナンバー保護評価Webにより評価書を検索・閲覧することができるため、マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数を測ることは、施策の進捗状況を測る際の目安となる。しかしながら、マイナンバー保護評価Webは国民がインターネットで自由に閲覧できるものであり、そのアクセス件数については、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値(平成26年度については、システムが稼働開始した平成27年1～3月分)を把握し、記載するものとする。						
				施策の進捗状況(実績)						
				平成26年度のマイナンバー保護評価Webへのアクセス件数(システムが稼働開始した平成27年1～3月分)は約52万件であり、平成27年度のアクセス数は約187万件であった。						
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
<p>保護評価制度の適切な運用においては、マイナンバー保護評価システムにより評価実施機関の評価書の提出・公表作業を支援することで、評価実施機関が確実に評価書を委員会へ提出・公表できるようにすることが重要である。加えて、マイナンバー保護評価Webを通じて広く国民が評価書を閲覧できるようにすることにより、国民が自らの特定個人情報の取扱いについて関心を持ち、評価実施機関による保護評価が適切に実施されているかを確認することが重要である。</p> <p>本事業の実施状況を測る指標として、「評価実施機関による評価書の公表件数」と、「マイナンバー保護評価Webへのアクセス数」の二つを挙げているが、評価実施機関の評価書の公表件数を確認することは、各機関が保護評価を適切に実施しているかを確認する指標として適当であり、また、マイナンバー保護評価Webへのアクセス数は、国民の保護評価制度に対する関心を反映していると考えられ、国民の保護評価制度への参加度合を測り、本事業の成果を測る指標として適当である。</p>										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修によって評価実施機関による評価書の提出・公表を効率的に処理するとともに、マイナンバー保護評価Webを整備することで、広く国民が各評価書を閲覧できるようにすることは、マイナンバー制度の安心・安全という国民や社会のニーズを反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	全国の評価実施機関からの評価書の提出・公表をシステムにて一元的に管理する必要があるため、地方自治体、民間等に委ねることは困難である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	評価実施機関による評価書の提出・公表を支援することや、広く国民が評価書を閲覧できるようにするという政策目的の達成手段として、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webの整備は必要かつ適切な事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札において一者応募となった契約があったものの、応札者を増やし実質的な競争性を確保するため、十分な準備期間の確保や情報提供の拡充といった対策を講じており、競争性は確保され、支出先の選定も妥当であるといえる。
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	マイナンバー保護評価システムの整備に必要な運用・保守、改修についての費用・使途に限定している。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	必要最小限の費用で、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修ができるよう効率化を図っている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	マイナンバー保護評価システムにより全国の評価実施機関が評価書の提出・公表を行うとともに、マイナンバー保護評価Web上で国民が評価書を閲覧していることから、十分に活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	評価実施機関の適切な評価の実施を支援するために必要最小限の経費を計上している。予算の効率化等を踏まえ、引き続き、評価実施機関による保護評価の実施の支援に必要となる最小限の経費を計上するとともに、適切な執行に努める。	
	改善の方向性	点検結果を踏まえ、競争性が確保されるよう十分な準備期間の確保や情報提供の拡充を図り、効率的な調達による予算執行に努める。	

外部有識者の所見

--	--

行政事業レビュー推進チームの所見

--	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--	--

備考

--	--

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度		平成23年度		平成24年度		/
平成25年度	内閣府(新25-0014)	平成26年度	26-001	平成27年度	27-0002	

平成28年度行政事業レビューシート (個人情報保護委員会)

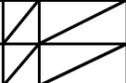
事業名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進			担当部局庁	個人情報保護委員会事務局		作成責任者		
事業開始年度	平成27年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課		課長 福浦 裕介		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	個人情報の保護に関する法律第52条第4号、第6号			関係する計画、 通知等	個人情報の保護に関する基本方針				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	個人情報の保護を図りつつ、近年の飛躍的な情報通信技術の進展に対応したパーソナルデータの適正かつ効果的な活用を積極的に推進することにより、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)が改正された。当事業は、個人情報保護法に基づき、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ための事業である。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	平成27年9月に個人情報保護法等の改正法が成立・公布され、公布の日から2年以内の政令で定める日から施行される。改正された事項について国民に広く周知することを目的とし、学識経験者、民間企業及び消費者の立場から個人情報保護法の改正内容及び国民が安心できる個人情報の利活用について議論を行う「個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム」を開催した。また、改正法を中心とする個人情報保護法に関するパンフレット、リーフレット及び動画を作成し同シンポジウムで配布するとともに地方自治体等にも配布して、広く周知を図った。								
実施方法	委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		補正予算	-	-	-	13			
		前年度から繰越し	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-				
		予備費等	-	0	-				
		計	0	0	46	13	0		
	執行額			41					
執行率 (%)			89%						
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度	
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	
	-	-	目標値	-	-	-	-	-	
	-	-	達成度	%	-	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック		
定量的な成果目標 の設定が困難な 場合	定量的な目標 が設定できない理由 及び定性的な成果目 標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25～27年度の達成状況・実績				
		平成27年度のみ施策であるため。							
	事業の妥当性 を検証するた めの代替的な 達成目標及び 実績	代替目標	代替指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
	-	-	-	実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	改正個人情報保護法に関する説明会参加者数			活動実績	人	-	-	602	
				当初見込み	人	-	-	300	
単位当たり コスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	説明会参加者数/執行額			単位当たり コスト	千円	-	-	68	
				計算式	人/千円	-	-	602/41000	

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	諸謝金	0.2		
	職員旅費	1.6		
	委員等旅費	0.5		
	個人情報保護業務庁費	10.7		
	計	13	0	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進			
	施策	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進			
	測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)
		改正個人情報保護法に関する説明会参加者数	シンポジウムを適切に開催	27年度	シンポジウムを適切に開催
					施策の進捗状況(実績)
					平成27年9月に個人情報保護法等の改正法が成立・公布され、公布の日から2年以内の政令で定める日から施行される。個人情報の保護と利活用の観点から改正された事項について国民に広く周知することを目的とした「個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム」を開催した。また、改正法を中心とする個人情報保護法に関するパンフレット、リーフレット及び動画を作成し同シンポジウムで配布するとともに地方自治体等にも配布して、広く周知を図った。
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係					
<p>開催した「個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム」には、当初見込みの2倍以上の参加者があり、個人情報の保護と利活用の観点から個人情報保護法の改正について広く周知することができた。また、改正法を中心とする個人情報保護法に関するパンフレット、リーフレット及び動画を作成し同シンポジウムで配布するとともに地方自治体等にも配布して、広く周知を図ることができた。施策については、改正個人情報保護法の全面施行に向けて、個人情報の保護と利活用に対する一層の取組を推進することとする。</p> <p>測定指標については新規にガイドライン等の策定等を設定し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。</p>					

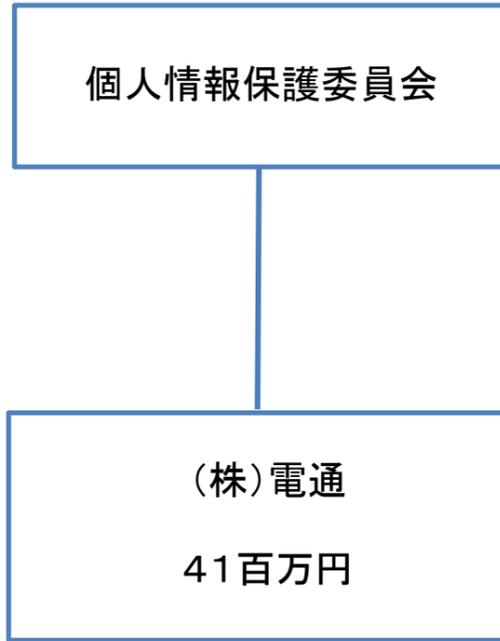
事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	法改正に関する周知・広報活動は、国が実施すべき業務であり、必要かつ適切なものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	法改正に関する周知・広報活動は、国が実施すべき業務であり、必要かつ適切なものである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	改正法が平成27年9月に成立し、その周知・広報活動は優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	総合評価落札方式を実施し、競争性を確保した。
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	個人情報保護法の改正について広く周知することを目的としたものであり、その目的を遂行する上で、必要最小限の経費を計上した。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	個人情報保護法の改正について広く周知することを目的としたものであり、その目的を遂行する上で、真に必要なものに限定した。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	個人情報保護法の改正について広く周知することを目的としたものであり、その目的を遂行する上で、必要最小限の経費を計上した。	
事業	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	

柔 の 有 効 性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	個人情報保護法の改正について広く周知することを目的としたものであり、当初見込みの倍の参加者があった。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	説明会で配布したパンフレットについては、他の説明会等でも配布しており、また、同パンフレット及び説明会の状況を撮影した動画を当委員会ホームページに掲載していることから、成果物を十分に活用している。		
関 連 事 業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	事業の実施に当たっては、その必要性について十分な検討を行った上、効果的な予算の執行に努めた。				
	改善の方向性	点検結果を踏まえ、引き続き効率的な予算執行に努める。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度		平成23年度		平成24年度		
平成25年度		平成26年度		平成27年度		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



改正個人情報保護法に関するシンポジウムの実施等

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. (株)電通			B.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
庁費	改正個人情報保護法に関する説明会等の実施	41			
計		41	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト
A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)電通	4010401048922	改正個人情報保護法に関する説明会等の実施	41	総合評価入札	2		

平成28年度行政事業レビューシート (個人情報保護委員会)

事業名	番号制度普及啓発・国際協力経費			担当部局庁	個人情報保護委員会事務局	作成責任者					
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課	課長 福浦 裕介					
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な条項も記載)	個人情報の保護に関する法律第52条第4号、第6号			関係する計画、通知等	個人情報の保護に関する基本方針						
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当事業は、行政運営の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤としてのマイナンバー制度への国民の理解を深め、また個人情報保護法に基づき、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ための事業である。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という個人情報保護法の目的に鑑み、個人情報の保護及び利活用並びに委員会の活動に関する国民の理解の向上を図るため、個人情報保護制度、マイナンバー制度及び委員会の業務内容を紹介する各種ツールを作成し、多様な媒体を通じて広報及び啓発を行う。また、経済・社会のグローバル化に対応するためには、海外のデータ保護機関との国際協力関係の構築や情報共有を進めることが重要となるため、各国のデータ保護機関における権限執行の実態、国際的な動向の把握、委員会に関する情報発信を行う。										
実施方法	直接実施										
予算額・執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求				
	予算の状況	当初予算	4.9	15.3	92.9	70.6					
		補正予算	-	-	53						
		前年度から繰越し	-	-	-	53					
		翌年度へ繰越し	-	-	▲ 53						
		予備費等	-	-	-						
	計		4.9	15.3	92.9	123.6	0				
	執行額		1.7	12.5	81						
執行率 (%)		35%	82%	87%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度	
	個人情報保護委員会ウェブサイトへのアクセス件数が前年度の平均件数以上であること		個人情報保護委員会ウェブサイトへのアクセス件数 (注)25年度の成果実績は、26年1~3月の月平均。26年度の成果実績は、同年4~12月の月平均。(27年1月に計上方法が変更されたため。)		成果実績	件(月平均)	3,000	9,250	28,944		
					目標値		-	-	-		
					達成度	%					
活動指標				単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	説明会の開催及び説明会への講師派遣の件数 (注)25年度の活動実績は、26年1~3月の3か月分。 (注)25年度及び26年度の活動実績は、「特定個人情報の監視・監督に必要な経費」事業における活動実績を含む。		活動実績		件	3	172	77			
			当初見込み								
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	国際会議への出席及び海外の機関との情報交換等の件数 (注)25年度の活動実績は、26年1~3月の3か月分。		活動実績		件	7	18	27			
			当初見込み		件		9	18			
単位当たりコスト	算出根拠				単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	旅費等/説明会の開催及び講師派遣の件数		単位当たりコスト		千円	2	13	33			
			計算式		千円/件	7/3	2,177/172	1,345/77			
単位当たりコスト	算出根拠				単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	旅費等/国際会議出席及び情報交換等の件数		単位当たりコスト		千円	240	399	532			
			計算式		千円/件	1,687/7	7,190/18	14,363/27			

平成28・29年度予算内訳 (単位：百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	諸謝金	0.3		
	職員旅費	9		
	委員等旅費	7.5		
	個人情報保護業務庁費	53.7		
	アジア太平洋プライバシー 機関拠出金	0.1		
	計	70.6	0	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	所掌事務に係る広報・啓発・国際協力							
	施策	所掌事務に係る広報・啓発・国際協力							
	測定制標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標年度 年度
		ウェブサイトの充実 (アクセス件数)	実績値	件数	-	528,724	880,386		
	目標値		前年度 以上 (月平均)	-	-	528,724			
	測定制標 <th>定量的指標</th> <th></th> <th>単位</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>中間目標 年度</th> <th>目標年度 年度</th>	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標年度 年度
		説明会の対応回数 (注)25年度及び26年度の活動実績は、「特定個人情報の監視・監督に必要な経費」事業における活動実績を含む。	実績値	回数	3	172	77		
	目標値		回数	-	-	-			
	測定制標 <th>定量的指標</th> <th></th> <th>単位</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>中間目標 年度</th> <th>目標年度 年度</th>	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標年度 年度
		国際会議への出席等の件数	実績値	件数	7	18	27		
目標値	件数		-	-	-				
測定制標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
政策評価	ウェブサイト等における情報発信及び掲載資料への反映等	適時適切な周知と資料への反映等	毎年度	適時適切な周知と資料への反映等					
				施策の進捗状況(実績) 改正個人情報保護法に関する分かりやすい資料を作成・充実し、ウェブサイトに掲載・説明会で配布等することにより、個人情報保護制度等の周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料への反映・改正を行い、常に時宜に合った内容で啓発を行った。					
測定制標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
政策評価	各種媒体における情報発信の状況	多様な媒体による多面的な広報の実施	毎年度	多様な媒体による多面的な広報の実施					
				施策の進捗状況(実績) 個人情報の保護に関する制度等の周知について、より多様な層に向けて広報活動を展開する上で、当委員会が提供する資料・媒体での広報にとどまらず、雑誌への寄稿を始め多様な媒体に露出し様々な形式・内容で多面的な広報を実施した。					

本事業の成果と上位施策・測定指標との関係	
	<p>・広報・啓発については、国民及び関係機関の理解向上を図るため、委員会発足以降、ウェブサイト等の広報媒体の作成・充実と、説明会等におけるそれらを活用・紹介した説明を並行して行った。その結果、説明会等での質問・意見等も踏まえてニーズに応じたコンテンツの充実を図り、それを説明会等の機会に周知することでコンテンツの参照(ウェブサイトのアクセス件数増加)をもたらす等、相互の活動の成果が反映された。</p> <p>・国際協力については、世界のデータ保護機関や関係機関等に対して二国間・多国間の双方の場で、当委員会の発足や我が国の番号制度、特定個人情報の保護制度について説明を行い、各国の状況を聴取する等の情報交換・交流を行った結果、各国の関係機関等において立上げ後間もない当委員会に関する認知度が高まり、今後の協力関係の構築につながった。</p> <p>広報・啓発については、改正個人情報保護法の全面施行に向けて、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、個人情報の保護に対する一層の広報に取り組むこととする。</p> <p>国際協力については、引き続き各国との情報交換と番号制度や個人情報保護を取り巻く最新の国際情勢の把握に取り組むとともに、関係機関との更なる協力関係の構築を図ることとする。</p> <p>測定指標については今期のもを継続し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。</p>

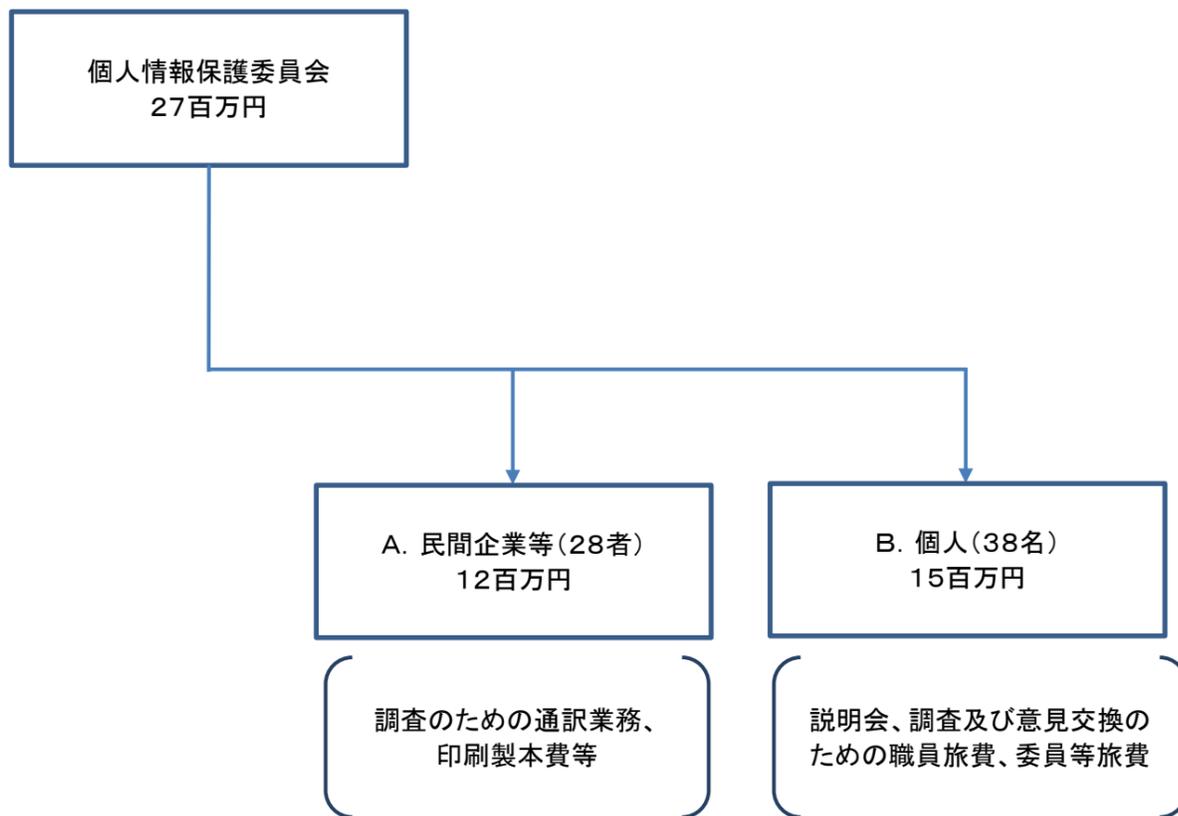
事業所管部局による点検・改善

	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	個人情報保護委員会が、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する目的で設置されており、個人情報の適正な取扱いの確保を図るために、広報・啓発並びに国際会議への出席及び海外の機関等との意見交換は、国が実施すべき業務として必要かつ適切なものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	個人情報保護委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する目的で設置されており、個人情報の適正な取扱いの確保を図るために、広報・啓発並びに国際会議への出席及び海外の機関等との意見交換は、国が実施すべき業務として必要かつ適切なものである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	個人情報保護委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する目的で設置されており、個人情報の適正な取扱いの確保を図るために、広報・啓発並びに国際会議への出席及び海外の機関等との意見交換は、国が実施すべき業務として必要かつ適切なものである。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	出張旅費が予算執行の中心となっており、各社の見積もりを突き合わせる等により可能な限り安価な手段で対応した。
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	出張旅費が予算執行の中心となっており、各社の見積もりを突き合わせる等により可能な限り安価な手段で対応した。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	出張旅費が予算執行の中心となっており、各社の見積もりを突き合わせる等により可能な限り安価な手段で対応した。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	出張旅費が予算執行の中心となっており、各社の見積もりを突き合わせる等により可能な限り安価な手段で対応したほか、国際業務については、調査が必要な海外の機関等を適切に選定して意見交換を実施した。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	ウェブサイト等の広報媒体の作成・充実と、説明会等におけるそれらを活用・紹介した説明を並行して行った結果、説明会等での質問・意見等も踏まえてニーズに応じたコンテンツの充実を図り、それを説明会等の機会に周知することでコンテンツの参照(ウェブサイトのアクセス件数増加)をもたらす等、相互の活動の成果が反映されており、実績は目標に見合っている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	作成した資料も用いて、平成27年度は行政機関及び地方公共団体の担当者に対する説明会や、経済団体等が開催する説明会等で説明を行った。 また、国際会議への出席及び海外の機関等との意見交換を行うことにより、海外の関係機関との協力関係の構築及び番号制度や個人情報保護に関する各国の動向を把握することができた。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	作成した資料を民間事業者・地方公共団体向けの説明会等で適切に配布した。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
点検・改善結果	点検結果	事業の実施に当たっては、その必要性について十分な検討を行った上、効果的な予算執行に努めた。				
	改善の方向性	点検の結果を踏まえ、競争性が確保されるよう十分な準備期間の確保や情報提供の拡充を図る等、効率的な調達による予算執行のため一層努力する。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度		平成23年度		平成24年度		/
平成25年度	内閣府(新25-0014)	平成26年度	26-001	平成27年度	27-0003	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.			B.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷製本費	マイナンバーに関するリーフレットの印刷	2.2	旅費	国際会議等への出席	1.8
計		2.2	計		1.8

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	岩崎印刷(株)	7013301017309	リーフレットの印刷	2.3	一般競争入札	3	91%	
2	TDCネクスト(株)	5010401012984	平成27年度届出書集約ツール構築業務	2.1	一般競争入札	1	97%	
3	(株)アライ印刷	6010901000777	リーフレットの印刷	2.1	随意契約(少額)			
4	(株)協業センター	8010701002641	新聞記事のクリッピング作業	1.6	一般競争入札	3	32%	
5	朝日梱包(株)	9010601040880	リーフレットの発送	1	随意契約(少額)			
6	(株)ノーブランド	6020001048931	パンフレット作成業務	0.8	随意契約(少額)			
7	PRIVACY LAW & BUSINESS		国際会議への出席	0.4	随意契約(少額)			
8	(株)ホンヤク社	3010401084786	翻訳業務	0.4	随意契約(少額)			
9	個人		国際会議等での通訳	0.3	随意契約(少額)			
10	COLLEGE BESCHERMING PERSOONSGEVEENS		国際会議への出席	0.3	随意契約(少額)			

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人		国際会議等への出席	1.8				
2	個人		国際会議等への出席	1.5				
3	個人		国際会議等への出席	1.1				
4	個人		国際会議等への出席	1				
5	個人		国際会議等への出席	1				
6	個人		国際会議等への出席	1				
7	個人		国際会議等への出席	1				
8	個人		国際会議等への出席	0.8				
9	個人		国際会議等への出席	0.8				
10	個人		国際会議等への出席	0.7				